

環境省主催 シンポジウム

「動物の愛護と管理と科学の関わり」

平成29年2月26日

弁護士・司法書士 渋谷 寛

## 一 動物は、法律上は物に含まれます。

大陸法を参考としてつくられた我が国の民法では、**権利の主体**となれるのは人又は法人に限られ、物(動産と不動産)は**権利の客体**として扱われます。動物は、命があるとしても権利の主体にはなれず、権利の客体即ち物(動産)でしかないのです。

二 すべての法律は憲法に適合しなければなりません。

憲法に違反する法律は、違憲となり無効となります。

合理的理由のない規制を加えるとその法律は**違憲無効**となることがあります。

**動物愛護管理法**(改正法)も憲法に抵触することはできないのです。

### 三 動物愛護管理法(改正)が憲法に適合しているかを判断するとき科学はどのように関わるのか

1 平成24年の改正により、犬猫を販売するペットショップは、午前8時から午後8時までしか営業できなくなりました。猫カフェについては午後10時まで延長されていますが、それ以降の営業はできません。

これらの営業時間に関する規制は憲法に違反しないのでしょうか。

これらの規制は、憲法の職業選択の自由に含まれる**営業の自由**に対する規制と位置付けることができます。そもそも、人権（営業の自由）といえども**公共の福祉という制限**には服することになります。

それでは、営業時間の規制は、公共の福祉のために必要な制限といえるのでしょうか。

そもそも、法令を制定もしくは改正する際には、**立法事実の存在**が必要だと考えられています。立法事実とは、一言でいうと「**法を支える事実の存在**」、少し詳しく表現すると「法律を制定する場合の基礎を形成し、かつその合理性を支える一般的事実、すなわち**社会的、経済的、政治的もしくは科学的事実**」とされています。

立法する際には、**合理的な理由**が必要であるということになります。

## 2 科学はこの合理性を支える一要素になりうるか。

立法事実の存否を検討する際、科学を検討すべきではないとする意見もあります。

科学といえども誤りがありえないわけではな  
いからです。また、科学の正当性について学者  
間で見解が対立し、優位な学説が変動すること  
もあります。新たな根拠を示す論文や報告も多  
数出てくるでしょう。科学には不確実で流動的  
な側面があり、科学を重視することはむしろ好  
ましくないとの意見です。

確かに、科学的根拠だけを重視して立法していたのでは、多数の科学的根拠に振り回され、根拠となり得る科学的見解が変わるたびに法改正が必要になり、朝令暮改、**法的安定性が損なわれる**危険もあります。

もっとも、科学の解明による恩恵は大きく、また合理的な根拠のない非科学的な意見に対する**抑制になる**という効果もあるでしょう。

動物愛護管理法の改正を議論する場面では、動物愛護家の明確な根拠のない「可哀想だから」等の感情論が先行しているのではないかとの批判もありうるところであり、このような批判を回避するため、科学の力を役立てることは有意義と考えられます。

また、社会的、経済的、政治的、命のある動物の愛護の観点から更に道徳・倫理的視点を踏まえて立法の必要性・合理性を検討することも必要でしょう。

### 3 まとめ

動物愛護管理法の改正に際しては、立法の合理性と必要性の存在を検証するために、科学にも陥りやすい欠点のあることを意識しつつ科学的根拠の存否を慎重に探求し、存在すればその科学的根拠を踏まえたうえで、社会的、経済的、政治的、科学的、更に道徳・倫理的観点にも配慮して検討を進めることが望ましい姿ではないかと考えます。

以上